

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和7年5月9日（金）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	欠	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（No.2）（案）の決定に対する意見について（所有権の移転に関するもの）
- (4) 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（No.3）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第10号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第11号 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況（案）」の決定について

農業委員会総会シナリオ（令和 7 年 5 月 9 日）

議 長	それでは、ただ今から令和 7 年度第 2 回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、<u>鳥越</u> 委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第 13 条により、3 番 大山委員と、5 番 藤原委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第 6 号から議案第 11 号の 6 議案です。
議 長	議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 以上 4 件について、総会次第の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	現地確認をしました。今迄も譲受人が耕作をしており、これからも適切に管理出来ると思われしますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	現地確認へ行ったところ、譲受人が耕作をされており、話を聞くことが出来ました。今迄も譲受人が耕作をしており、これからも適切に管理出来ると思われしますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他に意見

各 委 員	はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	こちらは譲受人が10年以上耕作しており、これからも適切に管理出来ると思われ ますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他に意見 はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲受人と譲渡人は兄妹です。兄妹間での委譲ということで、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他に意見 はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>7</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>8</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

	事案番号4番～6番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 事案番号7番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 事案番号8番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 事案番号9番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 事案番号10番、11番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>4番～6</u> 番については、関連するため、一括審議します。地元農業委員の意見ををお願いします。
5 番 委 員	家の進入路が狭いということで、3筆申請となっています。被害防除計画書の通り、周辺農地への影響も問題無いと思われますので、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4番～6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4番～6</u> 番について、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>7</u> 番について、地元農業委員の意見ををお願いします。
2 番 委 員	現地を確認しました。被害防除計画書も出ており、周辺農地への影響も無いと思われますので、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>8</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	こちらは、かわまちづくりの一環で、カヌーの艇庫を建設します。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	現地を確認しました。以前から倉庫として使用しており、被害防除計画書の通り周辺農地への影響も無いと思われますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>10番, 11</u> 番については、関連するため、一括審議します。地元農業委員の意見をお願いします。地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地確認をしました。被害防除計画書の通り、周辺農地への影響も無いと思われますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>10番, 11</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>10番, 11</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>8</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画（N o. 2）（案）の決定に対する意見について、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 1 0 条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願いします。 （午前 9時 55分 岸野委員 退席） 事務局から説明します。
	議案第 8 号は、岡山県農地中間管理機構を通して農地の所有権移転を行う案件であります。この農地中間管理機構の特例事業を活用した場合、契約書の作成や登記を機構が行い、税制上の優遇措置を受けることができます。農地所有者と耕作者から提出のあった計画内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会の意見を提出することとなっております。
事 務 局	（計画の内容について説明）
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>8</u> 号について、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	こちらの所有権移転を受けるのは、農事組合法人矢掛スマートアグリです。適切に管理出来ると思いますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。議案第 <u>8</u> 号につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第 8 号について、「異議なし」と決定します。 （午前 9時 59分 岸野委員 復席）
議 長	議案第 <u>9</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画（N o. 3）（案）の決定に対する意見について、岸野委員、坪井委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 1 0 条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員、坪井委員の退席をお願いします。 （午前 10時 00分 各委員 退席）
議 長	事務局から説明します。

事務局	議案第 9 号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。令和 7 年度から、従来の利用権設定は廃止され、農地中間管理事業に統合されます。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会の意見を提出することとなっております。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案第 10 号で審議いただきます。
議長 各委員	(計画の内容について説明) 議案第 9 号につきまして、意見等をお願いします。 (異議なし) 異議がありませんので、議案第 9 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 10 時 4 分 各委員 復席)
議長	議案第 <u>10</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。
事務局 議長 各委員	議案第 10 号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。 (計画の内容について説明) 議案第 10 号につきまして、意見等をお願いします。 (異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第 10 号について、岡山県農地中間管理機構へ要請します。 議案第 <u>11</u> 号 「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。

事務局	本件は、農業委員会の１年間の活動実績（案）を審議するものです。 では、内容について説明させていただきます。 （議案朗読説明）
議長	事務局の説明が終わりました。議案第１１号につきまして、意見はありませんか。
各委員	（異議なし）
議長	異議がありませんので、（案）のとおり、決定することを議決します。今後、町ホームページで公表することとします。
議長	次に４．各種報告について確認します。
議長	（１）農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
小田地区 推進委員	事案番号１番について、確認しました。問題はありません。
議長	（２）農地法第１８条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号１番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号２番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号３番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号４番について、確認しました。問題ありません。
議長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。